

【令和8年度税制改正に関する意見要望】

(一社)岡山県法人会連合会

I 基本的な課題

令和5年5月のコロナ5類移行以来、我が国経済は穏やかな回復が続いていると言われている。しかしながら、好調の動きは未だ大都市や大企業等に限定的であり、地域経済を支える中小企業の大半はエネルギー・原材料価格の高騰、人手不足などのため、依然として厳しい状況にある。

また、米国トランプ政権による関税政策はこれまで各国が指向してきた自由貿易体制を根底から揺るがせており、我が国の経済・財政に与える影響は不透明感が増大している。

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献しており、いわば経済社会の土台ともいえる存在である。昨今の経済情勢が続くと、経済社会にとっても取り返しのつかない事態に陥ると懸念する。

現在、経済再生と財政健全化の両立が求められている。

そこで、立法府及び行政機関には、常に長期を見据えた一貫性のある経済活性化策及び財政健全化策を求める。

1 税・財政改革

(1) 財政健全化に向けて

令和6年12月27日に閣議決定された予算の政府案によると、令和7年度の一般会計予算は、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」へ移行するための予算とし、骨太の方針2024等で示した予算編成の考え方(所謂「歳出の目安」)にそって、経済・物価動向に配慮しつつ、これまでの歳出改革努力を継続する中で、重要な政策に重点化するとしている。

令和7年度予算は、その後衆議院及び参議院で修正が行われ、最終的に予算規模は115.2兆円となった。

歳入のうち公債金は28.6兆円、令和7年度末の普通国債残高は1,128.5兆円が見込まれており、当初予算で国債発行額が30兆円を下回るのは17年ぶりではあるが、依然として非常に厳しい財政状況に変わりはない。

「成長型経済への移行」が机上の空論とならぬよう、常に長期を見据えた一貫性のある財政政策の方向性を明確に示し、各種の政策を講ずることを求める。

イ 少子高齢化が進み、社会保障費が増加する中、令和7年度の国民負担に財政赤字を加えた潜在的な国民負担率は、48.8%となる見通しであり、国民の負担は限界にきている。

そのため、財政支出は、身の丈にあった必要最低限の支出とする。

ロ 令和7年度予算編成の基本方針（令和6年12月6日閣議決定）では「骨太方針2024を踏まえ、経済・財政一体改革の工程を具体化するとともに、EBPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。」としている。

そこで、各種政策等の進捗状況や達成状況等を国民に向けて分かりやすく説明することを強く望む。

（2）社会保障制度に対する基本的な考え方

イ 持続可能な社会保障制度の確立

租税の原則のひとつである「公平」は、社会保障制度についても同様に求められる。

選挙権を行使する割合の高い老年層等に偏ることなく、もの言わぬ若年層にも目を向け、すべての世代が安心感と納得感の得られる「全世代型」の社会保障制度の確立が望まれる。

財源等は限りがあるため、改革には痛みを伴う場合もあるものと思料する。

しかし、私利私欲のない信頼性における議員が、大所高所から将来を見据えて強い意思を持ち改革を進めるのであれば、国民は痛みを受け入れることができるものとする。

（イ）「中福祉・低負担」から「中福祉・中負担」への移行を速やかに行うよう求める。

（ロ）健康保険料限度額の制度は、超高額所得者層の負担割合を低くしていることから、限度額の引き上げを求める。

（ハ）社会保険料、労働保険料との徴収一体化を実現するなどし、適正かつ効率的な保険料徴収事務の執行を求める。

（二）年金について、次の点の改善等を求める。

a 保険制度、年金制度における世代間格差（社会保障の厚さの違い）の検証及び不公平感の払拭

b 現役世代より高収入な者の年金額の抑制

c 受給しても普通の生活ができないような国民年金の制度をほかの年金制度と統一するなどした、広く公平な年金制度に向けた改革

d 支給限度額の報酬月額から不動産所得等合計所得金額への変更

e 人口動態・家族のあり方等社会構造が変化している中での第3号被保険者（制度）の検証

(ホ) 現制度をベースにした小手先の改正だけでは早期に限界が来ると思料する。
そこで、ベーシックインカム導入の検討を求める。

ロ 企業の保険料負担のあり方

社会保険料等の企業の過度の負担は企業活動を害することから、十分な配慮を求める。

ハ 生活保護制度の見直し

当県連が実施した「税に関してのご意見募集キャンペーン」（毎年11月から12月までの間実施）において、国民年金と生活保護の受給額が逆転している、また、不正受給が横行しているのではないかと、改善を求める意見が多く寄せられた。

真面目に国民年金を納めてきた者等に不公平感を生じさせないよう制度等の見直しを求める。

ニ 在留外国人への対応

令和6年末の在留外国人数（中長期在留者及び特別永住者）は約377万人であり過去最高を更新した。

また、訪日外国人も令和6年は約3,700万人と、こちらも過去最高を更新した。

その中、医療費の未払いや高額療養費制度についての問題が浮上しており、放置すれば健康保険制度に悪影響を及ぼすことから、適切な対応・制度の見直しを求める。

(3) 行政改革の徹底

昨年、当県連に寄せられた意見の中に「議員」に関するコメント（意見等）が約100件あり、その多くがスリム化・透明性・信頼性を求めるものであった。

国民の理解を得るためには、まずは聖域のない行政改革が不可欠であり、「まず隗より始めよ」の精神で対応し、国民の理解と信頼を得ることが第一である。

イ 国及び地方とも、議員定数、歳費・報酬等を削減するとともに、政務活動費等の透明性の確保について早急な対応を求める。

ロ DXの促進を図り行政効率を高め人員を削減するなど、スリム化に危機感をもった取り組みを求める。

ハ 特別会計や公務員制度について不断の見直しを求める。

ニ 無駄使いを無くすため、予算策定時のみでなく執行時においても、国民目線にたったタイムリーなチェック体制を確立し、随時、説明責任を果たすことを求める。

また、行政サービスの外注化等、民間でできる事務は民間にシフトすることを求める。

(4) 税制及び手続きの簡素化等

租税の3原則は「公平・中立・簡素」と言われている。

消費税をはじめ、あらゆる税制は年々複雑化している。税制のしくみをできるだけ簡素なものとし、理解しやすいものとするべきである。

「複雑化」は中小企業にとって事務負担の増大にも繋がり、企業活動を阻害する要因になることから、税制改正等にあたっては理想のみを追求するのではなく、「簡素化」も十分考慮すべきである。

(5) マイナンバー制度

政府は、マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公正・公平な社会を実現する社会基盤と位置付けている。

令和7年4月30日現在のマイナンバーカードの保有枚数率は、全国78.5%（前年同月73.7%）、岡山県78.7%（前年同月74.4%）という状況である。

その一方、マイナンバーカード保有者のうちカードを携行している人は約5割、運転免許証は約8割の人が携行していることと比較すると、十分な定着には至っていないことがうかがえる。

イ 信頼性の確保

マイナンバー制度は信頼性の上に成り立っている。

そのため、引き続き、プライバシー保護に十分留意した運用（二重三重のチェック等）のほか、十二分なセキュリティ対策及び人為的ミスの発生防止対策を求める。

ロ 利便性の向上

マイナンバーカードの普及に当たっては、信頼性の確保とともに、利便性の向上も挙げられる。

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限を統一する、また、カード発行期間を短縮するなど、利便性の向上を求める。

ハ デジタル難民への対応

現在、スマホ所有者（15～79歳）は9割を超えていると言われているが、「スマホ所有者」＝「デジタル精通者」ではない。高齢者の多くはデジタル難民に区分される者も多いことから、マイナンバー制度の運用に当たっては、これらの者に対して十分配慮することを求める。

ニ 適切な広報

マイナンバーカードを紛失すれば、年金や健康保険などの情報が、即座に芽づる式に盗まれると誤解している人も少なくない。

そこで、マイナンバーカードの紛失リスクは運転免許証やクレジットカードと大差がないことも広報することを求める。

2 経済活性化と中小企業対策

中小法人（資本金1億円以下）については、軽減税率や各種の政策税制（例えば、中小企業投資促進税制）が適用されるほか、欠損金繰越控除の控除限度、特定同族会社の留保金課税、法人事業税の外形標準課税をはじめとする多くの制度において大法人と異なる扱いが認められている。

中小企業の範囲の見直しをする場合は予見可能性を充分考慮の上、財政基盤の弱い中小法人の税制負担が増えることのないように配慮すべきである。

不況下で中小企業は安定的な利益を計上することは困難であるため、経営基盤の弱い中小法人に対しては、手厚い対策を求める。

現在、中小企業は賃上げや物価上昇への対応に苦慮している。

インフレに対する手当てとして価格転嫁や賃上げは、その対応が可能な大企業にとっては良いが、トリクルダウン効果が中小零細企業にまで波及するかは疑問が残る。そのため、目に見える形で実効性・即効性が高い施策を望む。

（注）トリクルダウン効果

「富める者が富めば、貧しい者にも自然に富がこぼれ落ち、経済全体が良くなる」とする経済理論

（1）中小企業の活性化に資する税制措置

法人税法はもとより地方税法の改正・見直しを強く求める。（具体的な要望は、下記の「Ⅱ 各論」の「1 法人税関係」及び「5 地方税関係」を参照）

（2）事業承継税制の拡充

令和4年度税制改正大綱によると、平成30年1月から10年間の特例措置について、「日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるため事業承継を集中的に進めるための時限措置としていることを踏まえ、令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。」とコメントしており、令和6年度税制改正においては、特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日（改正前：令和6年3月31日）まで2年間延長されたに過ぎない。

経産省中小企業庁の調査によると、70代以上の経営者の割合は3割程度、60代の経営者も特例措置の創設時（2017年）と同規模の3割程度存在するとされている。

また、民間調査会社から、代表者年齢が60代の企業の後継者不在率は46.2%、70代で30.5%、80歳以上で23.8%という調査報告もされている。

イ 特例措置の本則化等

事業を円滑に世代交代させるためには、当事者にとっては最適なタイミングを考慮する必要がある。

そのため、特例措置の適用期限を撤廃し本則化することを求める。

なお、本則化が困難である場合には、適用期限の大幅な延長を求める。

ロ 特例措置の要件の緩和及び手続きの簡素化

特例措置導入後に申請件数は大幅に増加したものの、経産省が当初試算していた件数にはほど遠いものとなっている。

事業承継税制の適用を受けている者は、納税猶予中にも継続届出書を経営承継期間内においては毎年、同期間経過後は3年ごとに所轄の税務署に一定の書類を添付して提出する必要がある、同届出書の提出がない場合は猶予されている贈与税・相続税の全額及び利子税の納付が求められる。

この手続きは事務負担及び関与税理士のリスクは大きく、同制度の申請を阻害している要因の一つである。

そのため、特例措置の要件の緩和及び手続きの簡素化を求める。

(参考) 令和30年度税制改正要望事項(経産省)の「事業承継税制の見直し」の「要望の内容」から抜粋

「中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後5年間で30万人以上の経営者が70歳(平均引退年齢)に達するにも関わらず、半数以上が事業承継の準備を追えていない。現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れ。

ハ 改正の際の特例措置

平成30年度の改正においては、それ以前に事業承継税制を適用したものは平成30年度の改正を適用できないとされた。

仮に改正があった場合には、納税者に有利な改正事項は納税者の選択により適用できるよう手当てをすべきである。

ニ 非上場株式の納税猶予制度等の見直し

(イ) 非上場株式の納税猶予制度は、相当高額評価でないと効果は薄い。そのため、納税猶予でなく、非上場株式等の事業用財産の相続税の免除あるいは軽減する制度とすべきである。

(ロ) 中小企業の株式は、M&A等売買が確定した場合のみ価値を見出し、課税を行うことが望ましい。未実現の利益や資産価値に課税を行うことは企業の継続力を弱め、雇用継続を困難にするため、評価方法を見直すべきである。

会員から寄せられたご意見を原文のまま掲載します。

事業承継税制および相続税に関して要望をします。

取引相場の無い非上場株式については、相続時評価を全面的に見直していただきたい。

上場していない株式は資産評価しないでいただきたい。

現在の評価方式は、例えばM&Aを検討する場合など、金銭対価が生じるなら目安となり、ある意味取引相場が存在しているのと同じであるが、相続においてはその評価額を基に課税金額が決まっても取引市場がなく換金できない株式では、納税のための資金は相続資産価値とされた株式以外から手持ち現金を準備しなければならない。

創業から一貫して企業活動を継続し、家族親族に引き継いできた多くの中小企業・個人企業は、会社を強くすることに生活のすべてを傾け、会社の内部留保を厚く、借り入れを抑えるべく利益を積み重ねてきた。それは当然の努力であるが、相続時の評価となると、会社を強くした分評価が上がり、換金もできない株式のために、これも積みあげてきた家計の現金を吐き出すことになる。報われるべき努力が、相続税において自分の首を絞める結果となっている。

国もこれでは事業承継が進まない、優遇税制、納税猶予等の措置を示しているが、この恩恵は大株主の親がその子に株式の過半を渡す場合のみであり、創業者が子に均等に株式を与える温情主義は、子から孫へと社歴と共に株主数が増え、会社事業に無関係の親族に分散される結果となり、このような会社は優遇の対象から外されている。

これら会社に無関係の株主も相続が発生した場合、会社の評価から相続税を求められるとき、配当はもらっているがまとまった相続税は払えないので、持ち株を会社に買い上げ請求されると、会社は内部留保を払い出し、資金繰り等、経営を脅かす事態も起こりうる。

同族経営者は特に、会社と生活は同義で、日々会社を強くし、次代に繋いでいくことに全精力を傾けている。その努力が報われる、正直者が馬鹿を見ない税制であってほしい。

分散した株主を多く抱える同族会社を潰さないためにも、取引相場の無い株式に対しての相続評価はやめて欲しい。

このことを強く要望します。

3 地方のあり方

(1) 地方創生

岡山県の人口は 2045 年には現在より 22 万人減少し 162 万人に、また、現在の人口の 6 割程度になる市町もあると言われている。

人口減少社会においては、生産年連人口の減少や地域活力の低下など様々な弊害が予想される。

このことから、まずは人口減少に歯止めをかけることが重要であるとする。

イ 地方創生関係税制の改正等

(イ) 地方拠点強化税制については、近畿圏中心部や中部圏中心部が準地方活力向上地域とされ移転型事業の対象地域となったが、かえって準地方活力向上地域等への労働人口の流出が懸念される。平成 30 年度改正については雇用創出数の数合わせに過ぎないので、真の地方創生となる改正を求める。

(ロ) 企業版ふるさと納税の活用事例を研究し、地方創生プロジェクトの活用を通じて地域経済の発展や雇用創出を図る。

(ハ) すみやかな執行を可能とするための特区を認め、大幅な規制緩和を求める。

(ニ) 首都圏とそれ以外の地域とで法人税率を二分化し、本社の地方移転を促進するなど、ドラスティックな政策を求める。

ロ 補助金等支援の拡充

(イ) 大企業に対する地方への本社機能の一部移転に対して、強力な支援策を求める。

(ロ) サテライトオフィス、事業者のワーケーション推進やリモートワーカー受入等への取組支援・助成金の拡充を求める。

(ハ) 国産化や生産拠点の国内回帰、地方立地支援等、国内投資促進事業補助金の更なる拡充を求める。

(2) 行財政の効率化

イ 事務処理の効率化等による住民サービスの向上

地方財政・行政の効率化のためには、県、市町村が統一的に行政改革を推進することが必須である。

AI、ロボットなどの技術を積極的に活用、デジタル化を推進し、事務処理を効率化するとともに住民の利便性の向上を図り、併せて、効率化された事務量を、地域活性化のための企画立案、住民への直接サービスなどにシフトすべきである。

ロ 民間の効果的活用

外郭団体の見直しを行うなどし、可能な限り民間企業へ運営や各種事務等をシフトさせ、合理化や効率化を一層推進させるべきである。

ハ 地方自治の強化

国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲を進め、併せて、地方交付税で国が地方をコントロールするというシステムを見直し、自立できる地方自治の制度化を図るべきである。

II 各 論

1 法人税関係

(1) 法人税基本税率等の引き下げ

イ 基本税率

租税特別措置法の整理合理化による課税ベースの拡大を考慮しつつ、地方税の負担軽減と合わせて、引き下げを行うよう求める。

ロ 軽減税率

昨今の状況下において、中小企業は安定的に利益を計上することは困難である。

そこで、経営基盤の弱い中小法人に対する税の負担を軽減するため、中小企業の課税所得 800 万円以下の部分の軽減税率を引き下げるとともに、適用課税所得を 800 万円から 1,600 万円程度まで引き上げることが求められる。

(2) 役員給与の損金不算入規定の見直し

役員給与は損金算入される項目が 3 項目に限定列挙されている。

そもそも役員給与は職務執行の対価であり、会社法上も会計基準でも費用であるものを法人税法が特定のもの以外は給与として認めないということは立法に問題がある。

そこで、役員給与は原則損金算入し、損金不算入となる役員給与があればそれを限定列挙するよう、早急な見直しを求める。

(3) 交際費課税制度の廃止

交際費課税は、昭和 29 年に法人の交際費等の濫費を抑制し、資本蓄積を促進し資本構成の是正を図ることを目的として創設され、その後数次の改正により現在に至っている。

法人が支出した交際費は本来損金であり、また現今の経済情勢からみて当初の目的より著しくかけ離れている交際費課税は、その役割を果たしたため廃止すべきである。

(4) 退職給与引当金制度・賞与引当金制度の復活

平成 15 年 3 月 31 日以後終了する事業年度から、退職給与引当金制度が廃止された。退職給与引当金は元来負債性引当金であるので、健全な企業経営の観点から復活を求める。

併せて、平成 10 年度税制改正により廃止された賞与引当金制度の復活も求める。

(5) 少額減価償却資産の取得価額基準の見直し

現在の損金算入制度における取得価額基準は 10 万円未満とされ、20 万円未満の減価償却資産には一括償却資産制度がある。さらに一定の中小法人に対しては、年間の損金算入金額の上限を 300 万円として取得価額 30 万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。

少額減価償却資産の取得価額基準を 30 万円未満とし、制度の簡素化を求める。

(6) その他

次の措置等を求める。

- ・ 賃上げ促進税制の適用要件の緩和
- ・ 雇用促進税制の強化
- ・ 中小企業経営強化税制（設備投資関連の優遇措置）の拡充
- ・ 中小企業の青色欠損金の繰越期限の撤廃と繰戻還付請求期間の延長
- ・ 自然災害による被災地への寄付金について、適用要件の拡充
- ・ 中小法人の資本政策拡充のための、中小法人に対する配当金課税の緩和（例：中小法人が行う配当金の一部損金算入を認めて法人税の負担を軽減する。）

2 消費税関係

税制改革における租税原則は、①負担の公平、②経済への中立、③制度の簡素、そして近年は①から③に加え④国際的整合性が含まれる。

消費税導入前の政府税制調査会においてもこの議論がされ、併せて、間接税改革の検討基準に「納税者、税務関係者の事務負担に配慮したものであること。」も含まれている。

(1) 簡素化等

イ インボイス制度の凍結・廃止

消費税のインボイス制度は選択制であり、現状では様々な選択肢がある。また、免税事業者がいることで、インボイス制度導入後もインボイス対応事業者であるか否かを個々に確認した上で取引を行うなど、事業者の事務負担は増大した。

また、事業者としての能力以外の部分が取引の判断材料になることも事業者にとって大きな負担となり、本来の経済活動の妨げになっている。

そのため、インボイス制度の凍結・廃止、及び消費税の簡素化を強く求める。

ロ 軽減税率の廃止

制度の簡素化、経済活動への中立性を確保する観点から、現在の税率では複数税率を設ける意義は小さい。

現在、軽減税率が導入されているが単一税率にすべきである。

ハ 非課税取引の見直し

社会政策的配慮に基づき設けられた非課税取引は、逆に不公平感を生じさせる。

簡素化の観点からも非課税取引の見直しを求める。

ニ 各種届出

簡易課税の届出、課税事業者の選択届出等の届出制度の簡素化を要望する。

併せて、簡易課税の選択と取り止めの申告期限を申告書提出期限と同一にするなどの見直しを求める。

(2) インボイス制度の経過措置の恒久化等

前述(1)の簡素化等の手当てが早急にできない場合は、2割特例や少額特例の経過措置の期間延長・恒久化を求める。

3 所得税関係

(1) 所得税のあり方

国税庁の民間給与実態統計調査結果(令和5年分)によると、所得者のうち令和5年において源泉徴収により所得税を納付している者は約4,382万人、また、令和6年分の申告所得税の確定申告人員は約2,339万人に上ることからみても、所得税は国民生活に最も密着し、国民の関心が高い租税と言える。

そのため、所得税は租税負担の公平性ととも、制度の簡素性に十分配慮すべきである。

(2) 各種所得控除の整理・見直し等

イ 人的控除・基礎控除

整理合理化し、更なる定額控除の引き上げを求める。

特に子供の教育費等が最も多く必要とされる年齢層の諸控除に配慮した定額控除と、共働き世帯への課税上の不公平を無くし女性の社会進出を妨げない体系を作るべきである。

(イ) 配偶者控除などの所得控除の計算が複雑であり、簡素化する。

(ロ) 基礎(定額)控除を大幅に増加させる。併せて、所得要件を撤廃する。

ロ その他の控除の整理

医療費は助成金等による手当てを厚めにし、税制上の措置(医療費控除)の廃止

を求める。

生命保険料・地震保険料控除については控除額が比較的低額なこと及び加入者が個別的でなくなっていることから、人的控除額の引き上げに振り替えての廃止を求める。

一方、自然災害が多発、特に気象災害の激甚化・頻発化が懸念されていることから、共助の精神からも、被災地への寄付金について適用要件の拡充をすべきである。

(3) 青色申告者純損失の繰越控除期間の延長

青色申告者の繰越控除期間は3年とされているが、事業そのものは法人・個人を問わず同様であり、帳簿等も整備されており実態として小規模の法人と何ら異ならない。

そのため、法人と同様に純損失の繰越控除期間を10年間に延長させることを求める。

(4) 土地・建物等の譲渡損失の損益通算の復活

土地・建物等の譲渡損失と他の所得との損益通算制度は、平成16年度の税制改正で廃止された。

損益通算は税負担能力を測り、担税力に即した課税を行う上で欠かせない制度である。

この損益通算の廃止は、担税力を失った部分に対する課税であり、公平・応能負担の原則からも不合理である。なお、青色申告者と白色申告者の取り扱いを同一とするため、白色申告者においても、純損失の繰越控除対象に繰り入れるべきである。

(5) 年末調整制度の廃止

給与支払者は本来の納税義務者ではないが納付する義務を負っており、過度な経済的負担、事務的負担を負っている。

働き方の多様化、年末調整の複雑化、また、プライバシーの問題もあり、給与支払者の責任及び負担は益々増大しているため、年末調整の廃止を求める。

(6) 個人みなし配当に対する税負担の軽減

発行会社が自己株式を取得した場合には、みなし配当が発生する場合があります。個人株主が譲渡した場合のみなし配当は総合課税となり、多額の税負担が生じる場合があります。

そのため、みなし配当に対して軽減税率の適用など、税負担の軽減を求める。

4 資産税関係

(1) 相続税関係

イ 相続税の税率等の見直し

平成25年度改正で、相続税の基礎控除の引き下げ、最高税率の引き上げが行わ

れた。

我が国の相続税は外国に比べ高いと言われている。

そのような中、相続税の更なる課税強化は行うべきではなく、今後の経済状況、物価の動向等に応じた見直しを求める。

ロ 相続税の債務控除の見直し

相続税の債務控除に、相続開始後5年以内に発生した保証債務の履行で、求償権の行使ができない場合を加えることを求める。

相続開始後に被相続人の保証債務の履行が求められ、その求償権の履行ができない場合には、明らかに相続財産の減額があったのであるから、相続開始後5年以内に発生した保証債務の履行に伴う相続財産の減額は債務控除の対象とし、更正請求の特則の適用を受けられるようにすべきである。

ハ 死亡保険金の非課税限度額の引き上げ

遺族が受け取る生命保険金は生活保障となるため、生命保険金の非課税限度額の引き上げを求める。

ニ 居住用財産の評価方法等の適正化

固定資産税の評価方法の適正化等により、最低限の居住用財産に対する評価の引き下げを求める。

ホ 暦年課税における相続財産への持ち戻しの廃止

令和6年1月から相続時精算課税制度において年110万円の基礎控除が認められ、また相続税への持ち戻しも不要となった。

そこで、暦年課税の基礎控除110万円以下の贈与についても相続財産への持ち戻しを廃止して整合性をとるべきである。

ヘ 相続税の抜本的な課税方式の見直し

現行の法定相続分課税方式から、各相続人が実際に取得した財産を個別に申告する方式とする純粋な遺産取得者課税方式とすべきである。

ト 相続税の連帯納付義務の廃止

相続税の連帯納付義務については、相続人の中に無資力者等がいる場合の徴収不足を防ぐために規定されている。

しかし、親族間の付き合いが希薄化されていると言われている昨今、連帯納付義務は廃止すべきである。

(2) 贈与税

財産の子・孫への早期移転、そして、消費拡大に繋げる観点から、子・孫への贈与について基礎控除の引き上げを行う。

5 地方税関係

(1) 地方税と国税との統一化

個人住民税と所得税の各種所得控除の種類・金額について、所得税と住民税で異なることから多くの納税者が苦慮しているため、簡素化の観点から同一とすべきである。

(2) 事業所税の廃止

昭和50年に新設された人口30万人以上の都市に適用されている事業所税は、従来からある固定資産税及び都市計画税と二重に課せられており、このような事業所税は廃止すべきである。

(3) 固定資産税の見直し

景気の影響を受けない固定資産税は、行政からみれば「もっとも課税しやすい税」である反面、納税者には負担感が大きい。また地方では、負動産と呼ばれる不動産も増加している。

そのため、次のような抜本的な見直しを求める。

イ 評価方法等の適正化

固定資産税の適正化、公平化を実現するには、固定資産税の評価方法の適正化が必要である。

利用価値のない土地については収益還元価格での評価を検討すべきである。

また、家屋については時価と評価額の乖離が大きいものも見受けられ、経年原点補正率等評価方法を見直すべきである。

ロ 居住用財産の課税軽減

少額資産保有者、最低限の居住用財産に対して固定資産税を軽減すべきである。

ハ 償却資産の非課税化

企業の設備投資意欲を増大等させるために、償却資産に係る固定資産税は廃止すべきである。特に、少額減価償却資産（30万円未満）は固定資産税の対象から除外すべきである。

ニ 空き家対策に係る税制上の措置等

昨年4月に公表された全国の空き家の総数は約900万戸と約20年前の2倍となっている。

岡山県内の空き家は157千戸であり総住宅数の16.4%（全国：13.8%）を占めている。

2025年問題（団塊の世代の後期高齢化）により、今後ますます空き家が増加することが予想されている。

そもそも利用価値がある土地であれば更地とし、利活用を図ることができるが、

放置空家の多くはその土地の利活用が望めない。また、更地にした場合、住宅用地の固定資産税の軽減措置の適用がなくなる。このことが放置空家の増加要因になっている。

空き家が放置空家となった場合、倒壊や外壁落下、悪臭や不法侵入など様々なリスクが生じる。

そこで、以下の措置を求める。

- (イ) 更地化促進のための税制上の優遇措置
- (ロ) 解体費用等に係る補助金の更なる拡充

ホ 固定資産税の納付等

共有の土地等に係る固定資産税の納税義務者は所有者全員（連帯納税義務）となり、共有資産代表者が納付手続等を行うこととなっている。

これは徴税コストの削減等には有効であると考えますが、利用価値の認められない土地の相続における未登記の一因になっているものと考えます。（令和6年4月から相続登記が義務化され、違反した場合には一定のペナルティが課せられることとなったものの、その効果に疑問が残る。）

共有名義の資産について、所有者各人持ち分に対しての固定資産税額を明確にし、持ち分に応じた納付を原則とするよう見直すべきである。

6 他税目関係

(1) 印紙税の廃止

印紙税は、契約書や領収書等、経済取引に伴い作成される広範な文書に対して負担を求める税であり、課税文書の作成の背後に経済的利益があるものと考え、また、文書を作成することに伴う取引当事者間の法律関係の安定化という面にも着目し、文書の作成行為の背後に担税力を見出して課税を行おうとするものである。

経済取引に伴って作成される特定の文書に対して課税するので文書税ともいわれており、電子契約等によるものは課税されない。

近年の取引契約の電子化拡大等を踏まえ、廃止すべきである。

(2) 酒税等の二重課税の解消

現行において、酒税、タバコ税、揮発油税などは、メーカーを納税義務者とし、「税が販売価格を構成する」として消費税が課税され、一方、入湯税、ゴルフ場利用税、軽油引取税などは、消費者を納税義務者とし、立替金等の科目で経理するなど明確に区分している場合は、消費税が課税されないこととなっている。

この酒税、タバコ税、揮発油税などの消費税の課税は所謂二重課税とも言えるため、早急に消費者が納得いく課税方式に改めることを求める。

Ⅲ その他

1 震災復興

(1) 防災措置・災害支援体制等の確立

近年、各地で大規模地震が発生しており、今後 30 年以内に南海トラフ巨大地震（M8 からM9 クラス）が発生するとも言われている。また、毎年のように豪雨災害が発生している。

南海トラフ巨大地震については、今般国の被害想定が 10 年ぶりに全面的に見直された。

それによると、最悪の場合、死者は 29 万 8000 人と前回の 32 万余りからわずかな減少にとどまっている。

一方、「災害関連死」は、最悪の場合 5 万 2000 人と東日本大震災のおよそ 13 倍にのぼるおそれがあるとされている。

そこで、全国的に防災措置を講ずるとともに、広域的な災害支援体制等を確立すべきである。

(2) 税制面での対応

イ 寄付金控除の拡充

震災・水害等の自然災害による被災地への寄付金について寄付金控除の拡充をすべきである。

ロ 災害減免法等の適用拡大

被災者の税負担軽減の観点から、所得制限の緩和及び免除・軽減の拡大をすべきである。

また、損失額の計算についての簡便法は、長年通達で運用されてきたが、法的安定性を確保するため本法に入れ込むべきである。

ハ 復興特別所得税の早期廃止

東日本大震災による復興財源の確保を目的として設けられたものである。しかし、被災地以外の地域への税金の流用や、復興とは関係のない事業への支出などが指摘されされている。被災から 15 年目になることから早期廃止を望む。

なお、復興に係る真に必要な財源は、一般会計の中で確保すべきである。

2 デジタル化への対応

経済社会のデジタル化、ICT化等が進展する中、納税者が簡便かつ正確に税務手続きを行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、企業の負担にも十分配慮しつつ電子化を積極的に進めるよう求める。

3 環境問題に対する税制上の対応

環境問題は「地域の環境問題」と「地球環境問題」に大別できる。

「地域の環境問題」としては、「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「地盤沈下」、「ヒートアイランド現象」、「化学物質の問題」、「廃棄物の問題」等が挙げられる。

また、「地球環境問題」としては、「地球温暖化」、「海洋汚染」そして「生物多様性」などが挙げられる。

特定の地域で顕著になっている環境問題、所謂「地域の環境問題」が地球の広範囲にわたって起きているものが「地球環境問題」と言える。

このことは、ひとり一人の行動が、また、各企業の取り組みが「地域の環境」を変え、ひいては「地球環境」を変えることになる。

そのため、環境問題に積極的に取り組む企業に対して、税制上の優遇措置を講ずるべきである。

また、安易に新税による負担増を求めるべきでない。

4 租税教育等

「納税の義務」は「教育の義務」、「勤労の義務」と並び国民の三大義務の一つとされている。そのため、あらゆる機会を捉えて納税者意識の高揚を図る必要がある。

(1) 学校の租税教育

学校教育の現場での租税教育を一層推進すべきである。

また、選挙権が18歳となったことから小中学校の租税教育の内容の充実とともに、高校・大学等での租税教育を実施する必要がある。政治に関心を持ち、投票による政治への参加意識を持たせるためにも、高校入試に税の問題を取り入れるなど、少なくとも中学、高校では正規の科目として時間を確保すべきである。

(2) 社会人に対する取り組み

財務省が一昨年公表した「広報活動の改善を目的とした調査」によると、借入に依存した財政を続けた場合に将来生じ得ると思われる問題を問う設問に対し、若い世代の約3分の1が分からないと回答している。

また、過去に民間が行った30歳未満の政治意識調査によると、選挙に行かないとした者は半数程度。その理由は無関心や面倒。また、半数近くの者が国政に民意が反映されていないという結果であった。

次代を担う若者世代が「政治を動かすのは国民一人一人」という意識を持ち、現在の財政運営の在り方が将来に及ぼす影響を自分事としてとらえるよう、分かりやすい情報提供を求める。